

放課後児童保育室の休室日について



放課後児童保育室の休室日については、入室のご案内において示しているところですが、次のような特別な事情による場合は、保育できませんので、御理解いただきたいと存じます。

- 1 台風や大雨などの風水害があったとき又はそのおそれがあるとき
 - (1) 学校が休校する場合は、休室となります。
 - (2) 登校時間が遅くなる場合は、朝からの開室ではなく、放課後からの開室となります。
 - (3) 開室前に下校時間が早まった場合は、休室となります。
 - (4) 開室後に閉室時間を早める場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。
 - (5) 学校終業後又は学校休業日においても、風水害のおそれがある場合は、閉室時間を早める又は休室となります。
- 2 学校（学級、学年）が閉鎖された場合（季節性インフルエンザ等の集団感染のおそれがあるとき）、健康保菌者による感染を予防することを目的とし、対象となった学級の児童のお預かりは行いません。

なお、新型インフルエンザ（新型コロナウイルス感染症等）等の感染症の感染事例が確認された場合は、保健所の指示に基づき、別途御連絡します。